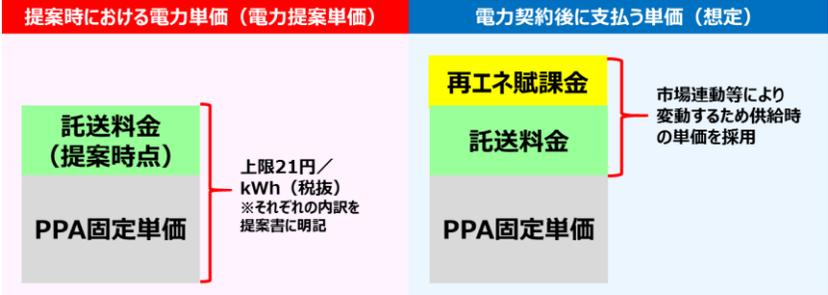


「地域共生・地域裨益型再エネ発電事業（重点対策加速化事業分）」

公募型プロポーザルに対する質問への回答【D社】

NO	質問事項	質問事項の内容	回答内容
1	電力供給方式について	①市有施設への電力供給方式については分割供給・全量供給のどちらを想定していますでしょうか。また全量供給での提案も可能でしょうか。	①電力供給の方式については、分割供給・全量供給どちらか一方を想定しているものではありません。そのため、全量供給について提案可能ですが、実際の供給方法については市と協議のうえ決定することとします。
2	市有施設への電力供給に関して	①1年間の各施設の30分毎の電力使用量および各施設の電気契約メニュー（低圧・高圧、〇kW等）をご教示いただけますでしょうか。 ②契約期間中に電力供給先が廃止となった場合等に供給先の変更は可能でしょうか。 ③供給余剰分が発生した場合、余剰分の電力は開発事業者が取り扱ってよいのでしょうか。なお余剰分の取り扱いについて全発電量に占める許容割合ならびに計測期間（月・年単位）をご教示いただけますでしょうか。	①希望する施設を指定いただければ、ご提示いたします。 ②供給先施設の廃止等により電力需要が大幅に変動した場合には、まずは他の市有施設への供給が検討可能かについて市と事業者で協議することとします。 ③余剰電力の取り扱いも含めて事業者の提案といたします。なお、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙2・重点対策対象事業要件「2 イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地 キ 太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）」）のとおり、余剰電力は発電量全体に対して30%以内とし、余剰電力の売電についても実施要領に記載の内容を遵守したうえで可能とします。

3	地域経済への貢献に関して	①地域経済への貢献に関して評価の考え方をご教示いただけますでしょうか（金額、連携企業数等）。	①評価基準について、募集要項に記載している内容以上の回答については差し控えさせていただきます。				
4	提案単価について	①提案単価（＝契約単価）は発電原価に加えその他一切の諸経費を含めるものと募集要項より読めますが、市が供給事業者に支払うものは「電力使用量×契約単価」以外に一切ないという理解でよいでしょうか。	<p>電力提案単価の内訳として、PPA 固定単価と提案時における託送料金を明記したうえで提案を行っていただきますが、一般的にはオフサイト PPA の場合、需要家（市有施設）が再エネ賦課金を小売電気事業者に支払うこととなります。</p>  <table border="1" data-bbox="1167 595 1995 890"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 595 1574 627">提案時における電力単価（電力提案単価）</th> <th data-bbox="1574 595 1995 627">電力契約後に支払う単価（想定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 627 1574 890"> <p>託送料金 (提案時点)</p> <p>PPA固定単価</p> <p>上限21円/kWh (税抜) ※それぞれの内訳を提案書に明記</p> </td> <td data-bbox="1574 627 1995 890"> <p>再エネ賦課金</p> <p>託送料金</p> <p>PPA固定単価</p> <p>市場連動等により変動するため供給時の単価を採用</p> </td> </tr> </tbody> </table>	提案時における電力単価（電力提案単価）	電力契約後に支払う単価（想定）	<p>託送料金 (提案時点)</p> <p>PPA固定単価</p> <p>上限21円/kWh (税抜) ※それぞれの内訳を提案書に明記</p>	<p>再エネ賦課金</p> <p>託送料金</p> <p>PPA固定単価</p> <p>市場連動等により変動するため供給時の単価を採用</p>
提案時における電力単価（電力提案単価）	電力契約後に支払う単価（想定）						
<p>託送料金 (提案時点)</p> <p>PPA固定単価</p> <p>上限21円/kWh (税抜) ※それぞれの内訳を提案書に明記</p>	<p>再エネ賦課金</p> <p>託送料金</p> <p>PPA固定単価</p> <p>市場連動等により変動するため供給時の単価を採用</p>						
5	工事スケジュール・供給開始時期に関して	<p>①工期スケジュール次第となりますが令和9年度以前に補助対象経費以外の工事を進めることに問題はないでしょうか。</p> <p>②令和10年4月以前に発電開始が可能となった場合、発電・電気供給を開始してもよいのでしょうか。またそれが許容される場合、令和10年4月までの発電分の取り扱いはどのようになるでしょうか。</p>	<p>①補助対象経費分以外の工事について、市と協議のうえ令和9年度以前に着手することは可能とします。</p> <p>②市有施設の電力契約は、一般的に年度単位で小売電気事業者との契約を行っているところです。そのため、令和10年4月以前における市有施設の電力供給開始については、市とその時の小売電気事業者と契約上の整合性を確認したうえで、市が受電可能かどうかを判断する必要があります。</p>				

6	周辺関係者の理解に関して	<p>①周辺関係者への理解を得るにあたり貴市からのご協力はいただけますでしょうか。</p> <p>②仮に周辺関係者への理解が得られず事業がすすめられない場合、それまでに要した費用は事業者の負担となりますでしょうか。</p>	<p>①周辺関係者との合意形成及び調整等については、基本的に事業者において行うものとしませんが、ゼロカーボンを推進する立場として市も共に対応していきたいと考えております。なお、市では本事業の公募前に近隣住民の方に戸別訪問、不在の方にはチラシを投函し事前周知を実施しております。</p> <p>②ご認識のとおりです。</p>
---	--------------	---	---